

か、この共有財産をどのように処理していくのかということが、このような地域における都市的コミュニティのあり方を左右するように思われる。

ところで財産区が管理する財産は旧村民の共有財産であるから、旧村民は財産価値のあるその権利を手放さないのが通常である。しかしながら、本稿が対象とする宝塚市川面地区では、自分達が独占していた財産区のメンバーとなる権利をあたらしい転入者にも開放した。これは旧農村があたらしい都市的コミュニティに変貌するための思い切った選択であった。というよりもたいへん珍しい事例である。旧村が外見が都市地域になろうとも、構成員の考え方や地区組織そのものは農村的であるケースが少なくないのが実状である。<sup>4)</sup> そのようななかにおいて、どのようにして農村を開放し、都市地域における組織や関係に変貌しようとしたのか、その過程を探ることを本稿の課題とする。言葉を換えると、どのような条件と地域についての思考がこのような選択を導いたのだろうか、ということである。その点を宝塚市川面地区をとりあげて、以下に明らかにしていきたい。

具体的には(1)どのような要因が旧村民に財産区の開放化を促しているのか、(2)また財産区の権利を開放化することは、このような地域の共同性にとってどのような意味を持っているのか、という2点に焦点をあてて検討を行う。この検討を通して、このような地域における都市的コミュニティのあり方を探ることになろう。

## 2. 財産区の開放化

### 2-1. 財産区と都市的コミュニティ

都市地域となった旧農村とそこにおける財産区の問題に社会学者の関心が向けられるようになったのは1970年代のことである。それはこのような

地域における都市的コミュニティの確立という関心からである<sup>5)</sup>。

その理由として次の二点が想定される。ひとつは神戸市のような大都市にも財産区をかかえる地域が多数あり、この問題を都市コミュニティ論の中で位置づけることが必要であったこと。もう一つは、このような地域の組織や関係が都市化論の想定<sup>6)</sup>に反して農村的な諸関係を温存しており、これを保証しているのが財産区の存在であると考えられたからであろう。

都市社会学者である倉田和四生は神戸市を対象とする研究でこれら2点を検討している。すなわち、倉田はコミュニティ施策の基礎資料としてコミュニティ・カルテを作成する過程で財産区が市域に多数存在することを見だし〔倉田, 1977: 1, 1985: 2〕住宅地の財産区を中心に多くの事例を紹介している。もっとも財産区の存在という事実のみではコミュニティ施策にとってそれほど大きな問題ではない。財産区を問題としなければならなかったのは、財産区の閉鎖性が転入者との葛藤や緊張を引き起こしはじめていたという事実があったからである。

倉田は神戸市域の都市地域における財産区を広範に調査し、①旧村以来の住民の地域組織や関係が財産区の管理組織と密接に関連していること、②財産区の管理が「実質的に地元民によって運営されている」という事実を指摘する〔倉田, 1977: 11〕。その上で都市地域に存在する財産区の問題点を「財産区の管理を地元民に限定するといった閉鎖的な運営がなされる限りにおいて地元民と来住者の隔離とそれによる潜在的葛藤はさけ難いものである」〔倉田, 1977: 11〕とまとめたのである。

しかし旧村以来の住民が財産区のメンバーとなる権利を転入者に容易に認めないのは、ある意味では当然のことである<sup>6)</sup>。旧村民にとって財産区財産となった溜池や山林は、村民自身がつくりだ

4) このような事実を指摘する研究は多いので詳述することは避けるが、最近の研究として〔谷富夫 1992〕がある。谷は大阪市猪飼野の民族関係を調査する過程で、猪飼野地区に旧村民のみの地区組織が存続していることを見だし、その組織や関係のあり方を『「ムラ」の発見』として論じている。

5) 今日の都市化論は多様な内容を含んでいるが、1970年代にはじまったコミュニティ政策が「地域社会の解体と都市人の社会的孤立化」という都市化についての危機感に裏打ちされていたことは否定できないだろう。〔倉沢 1992: 3〕都市化論の一般的な想定とは、この社会解体を強調する都市化論をさしている。

6) その具体例や行政事例については〔渡辺洋三, 1974〕が多くの事例を紹介している。